

義和団運動から見る清末中国の政治文化

——「民」と「匪」をめぐる議論から

The Political Culture of the Boxer Movement

高口康太

Takaguchi Kota

要旨 本論は1900年の義和団運動をめぐる清朝官僚の議論を対象として当時の政治文化を考察することを目的とする。義和団運動の起源問題は研究史においても最大の課題とされてきたが、同時に当時の清朝官僚にとっても大きな問題とされ、激しい議論が展開されていた。つきつめれば議論は義和団が皇帝を敬愛する「民」であるのか、あるいは悪辣な「匪」であるかを問うものであった。

今、当時の清朝官僚の議論とむきあうと、史料はさまざまな修辞によって飾られている。当時の官僚にとっておのれの政治的手法を儒教的な修辞で飾ることは必須の技術であった。しかし修辞を操ると同時にそこに反映される政治文化の制約を受けることをも意味する。本論は義和団をめぐる議論とその修辞を分析することで、当時の政治文化のありようを明らかにした。

はじめに

義和団の起源とは何か？このシンプルな問いが研究史において、いや1900年の義和団運動当時から最大の課題とされてきた¹⁾。研究史においては「団練」を母体とするのか、それとも「白蓮教」に由来するのかを問うものとして、1900年当時は果たして義和団は清朝に従う「民」なのか、それとも悪辣な「匪」であるかを問うものとして議論が展開された²⁾。

1900年当時、義和団の起源をめぐる議論を闘わせたのは当時の清朝官僚であった。彼らが残した義和団に関する史料は、義和団の由来そのものを見定めようという体裁をとりながらも、その実、おのれの政治的主張をとおさんがための修辞によって飾られている。そうであるがゆえに清朝官僚の議論のみで義和団の起源を特定することはきわめて困難である。

しかし修辞で飾られた「ためにする議論」であることがその史料の意味を失わせると考えるのは早計であろう。むしろ清朝官僚たちは儒教的論理に基づいた修辞を操ると同時に、儒教倫理に基づく当時の政治文化の制約を受ける存在であった。本稿では義和団運動をめぐる清朝官僚らの史料、修辞に寄り添うことによって当時の政治文化の理解を目指すものである。それと同時に国内外から押し寄せた時代の変化の波が政治文化そのものをゆるがした経緯を考察したい。

第一章 「民」と邪教

本章では光緒二五年2月から11月まで山東巡撫を務めた毓賢と彼への批判を対象とする。山東巡撫に着任した毓賢を待ち構えていたのは、前年の秋から日照事件、沂州教案と続いた教案事件の処理だった³⁾。中でも最大の課題となったのは平原事件であった。

平原事件が発生したのは光緒二十五(一八九九)年8月のこと。岡子李荘で起きた教民・李金榜が襲撃された事件をきっかけとしている。襲撃したのは李長水を頭目とした集団だった。事件後、襲撃犯らは捕らえられたが、翌9月に李長水は朱紅燈をリーダーとする数百人の集団を引き連れて岡子李荘に戻ってきた。神拳は光緒二十二年ごろから活動が確認されている拳会で、光緒二十五年四月には平原県付近に拳場(義和拳などの練習場)を設けていたことが確認されている⁴⁾。

平原県代理知県・蔣楷は現地へ赴き解散するよう勧告したが同意を得られず、ついに拳民と官軍との武力衝突が発生した。増援を得た官軍が最終的に勝利するものの多くの被害を出したほか、逃亡した朱紅燈は翌月捕らえられるまで活動を続けた。

この事件について毓賢は「(襲撃された)教民・李金榜は李長水と不仲であり、事あるごとに(李長水を)虐げていました。平原県代理知県・蔣楷は「持平」することが出来ませんでした」と説明している⁵⁾。「持平」とはその字のとおり、反目する両者のいずれかに加担することなく、バランスを取った対応をすることを意味する。事件は襲撃犯である李長水の恨みを発端とし、官が正しく対応することができなかつたため大事になったと解釈している。

毓賢が「適切な曉諭を公布し、また済南府知府・盧昌詒が自ら赴いて撫綏(なだめ落ち着かせる)」することにより事件は収拾の方向に向かったことをあげ⁶⁾、一方で初期に対応を誤った地方官・蔣楷に最大の責任があるとして罷免するよう求めている⁷⁾。

特に教案の対応が難しかったのはその特異な性格に起因している。李若文はキリスト教徒関係の訴訟と一般の訴訟には大きな差異が見られることを指摘している⁸⁾。すなわち外国の宣教師、外交官の後ろ盾を得たキリスト教徒は裁判において有利な立場を保持しており、毓賢も「かの国の主教は教民側の一方的な言い分しか聞かず、また暴力事件が起きた原因を究明せずして、小は賠償金を要求することからはじまり大にいたれば多くのものを要求し脅してきます。(自ら反省することはなく)我々が譲歩するまで要求を続けるのです。」と指摘している。

ゆえに教民との紛争を抱えた民は解決手段として裁判を選択しづらく、代替手段として拳会とよばれる武力組織の力を借りることを選択した。当時、拳会に肩入れしていると非難された毓賢だが、しかし一方で拳会を禁止する布告も発している⁹⁾。つまり教民の横暴を止めさせる「持平」を標榜する一方で、拳会が事件を起こした場合には厳しく懲罰する方針をとった。この毓賢の主張は「民は用うべし、団はまさに撫すべし、匪は必ず剿すべし」という言葉に象徴されている¹⁰⁾。

ここで取り上げられているのが「民」「団」「匪」である。この関係を理解するには、黄桂鑿が述べた「民」と「匪」の関係がきわめてわかりやすい。すなわち「刀会・拳会と団練は表裏の関係であり、法を犯せばすなわち匪であり分を守ればすなわち民である。」と

述べている¹¹⁾。

拳会は「匪」なのか。鎮圧すべき対象であるのか。毓賢の論理では拳会の性格から本質的にその区分を決定しない。事件を起こしたもののみを「匪」として取り締まり、それ以外のものは清朝に親和的な「民」と見なそうとするものであった。

つまり事件が起きた時、はじめて「匪」が生まれるのである。ゆえに「持平辦理」によって事件を減らし、「匪」に区分される者を減らすことが求められる。毓賢の保持した論理、それは教民が民を虐げることを「持平」によってとどめ、暴力事件の発生を食い止めようとする方針であり、武力による拳会の弾圧・鎮圧は直接的に事件を起こしたものにだけ、最小限にとどめようとするものであった。

一方、毓賢を批判する論理はどのようなものであったか。まず蔣楷の「平原拳匪紀事」をとりあげよう¹²⁾。著者の蔣楷は光緒二十五（一八九九）年三月から十月まで平原県代理知県の職にあり、平原事件に関わった主要な地方官である。平原事件の対処の失敗を毓賢にとがめられ罷免されている¹³⁾。「平原拳匪紀事」は諸外国との戦争がおおむね終結し講和条約が結ばれた後の光緒二十六（一九〇一）年に出版されている。「平原拳匪紀事」における毓賢批判は二点にまとめられる。第一点は拳会への過剰な肩入れである。蔣楷は毓賢が拳匪の嘘を信じて部下を処罰するなどの不当な行為をしていたと告発している¹⁴⁾。そしてより重要な点として神拳が「白蓮教」であったと主張する。神拳に関する描写は「(神拳の) 神は楊戩を主神とし、それを「太老師」と言う。その他に孫臧、馬武、張飛、孫悟空などの神がある。神の憑依した者を「馬子」といい、「馬子」の年齢は、平均二〇歳ぐらいである。その術には符や咒があり、符を頭に掲げる、あるいは身に帯びることにより、狂い癲癩を起こしたようになる。その時、普段の数倍の力を発揮する。その主張では、来年は劫年であり、玉皇大帝は諸神に下界に降臨するよう命じた。神拳は互いを「師兄」と呼びあい、その首領を「大師兄」と呼ぶ」と克明に描写し、神拳が神を憑依させる術を使う邪教という位置づけを明らかにしている¹⁵⁾。

拳会を「白蓮教」と位置づける語り口は、『義和拳教門源流考』にも共通するものである¹⁶⁾。同書は呉橋県知県・勞乃宣によるもので、義和団は白蓮教の一派であると主張し、拳会・義和団の禁止・弾圧論に大きな影響を与えた。

同書は「つまり義和拳一門は白蓮教の支流である。義和拳は拳法を修練することを目的とし、さらに神霊を自らに憑依させることが出来ると言って、道を講じ拳を教える。呪文を唱えれば銃火をしのぐこともできると偽りを説く。(組織内には) 祖師、大師兄、二師兄などの名で呼ばれる者がおり、義和拳が邪教であることはそれらの行為・様式から明らかである」と説き、やはりその術や組織の描写から邪教であると結論づけている。

このように邪教の徴をあげることによって義和団が邪教であることを示す叙述のあり方は先に取り上げた『平原拳匪紀事』とも共通している。このような叙述は義和団の邪教起源を示唆する史料に共有される形式であるが、吉澤誠一郎は「教徒の取り調べにあたる官僚の仕事は、以上の法規〔清律〕に示された諸点に合致するかどうか確認することであろう。すなわち、宗教の名前は何か、集まって香を焚くとか、宗教文献を読誦するか、護符を描いて加工・服用するかなどをチェックポイントとして、邪教であるかどうか判定する作業が必要になる。すなわち邪教とは、以上のようにして立証されるべき法的範疇と云ってよからう」と述べ、義和団に関して残された供述書や報告書などの史料が「官吏が法律

を念頭に置きながら、ある定型にはめて、整理した文章に他ならない」と指摘する¹⁷⁾。つまり邪教についての共有された像が先に存在し、それに沿う形で邪教を示す描写は構成されたことを示唆している。

ではこうした語り口を動員することによって、拳会・義和団を邪教と名指すことはどのような意味を持つのか。毓賢の論理では拳会は基本的に「民」であり、事件を起こした場合にのみ「匪」として処罰するものであった。それに対し、邪教説をとれば、拳会は基本的に「匪」であることが導き出されることになる。

第二章 懐柔と鎮圧

本章では毓賢の後任として山東巡撫に就任した袁世凱と彼に対する批判を分析する。光緒二十五年11月、毓賢は山東巡撫を罷免された。後任には武衛右軍總統兼侍郎・袁世凱が任命された。外国事務経験が豊富で軍を率いる袁世凱の就任は諸外国の意に沿ったものだろうとわさされた。このうわさに後押しされるように袁世凱の山東省到着からわずか2週間ほどの間に、翰林院侍講学士・朱祖謀、福建道監察御史・黄桂鑿、広東道觀察御史・熙麟、江南道監察御史・高熙喆、花翎三品銜・山東道監察御史・許祐身、吏科給事中・王培佑、広東道觀察御史・熙麟の7人はそれぞれ袁世凱を批判する上奏を行った¹⁸⁾。批判の論拠の一つは袁世凱の兄・袁世敦が平原事件で無辜の民を殺した責を問われている点にある。そのため兄の立場に肩入れするのではとの不安を民に抱かせると懸念している。また袁世凱の武力弾圧方針は官に頼ることができず拳会に頼っていた民の寄る辺を奪うものになるのではとも危ぶまれた。そうなれば後ろ盾を求めてすべての民がキリスト教に入教することすら考えられるとも指摘されている。一例を挙げれば、黄桂鑿は「教を仇とする者が外国に殺されたならば、教に従う者はますます横暴を振るうでしょう。民は一日入教しなければ、その一日は生活は不安になります。勢い必ず中国の民はみな入教することになるでしょう。天下の民がみな教民になれば、国はいったい誰が担うのでしょうか！」と強い危機感をあらわにした¹⁹⁾。全ての民がキリスト教に入教した時、教民は清朝の民であろうか。山東は清朝の版図なのだろうか。外国の侵略が恐怖されている中、増えていく教民は清朝の版図が浸食されていくことと重ねられて見られたのである。

そもそも清朝は帝国として多宗教・他民族を版図に包括する国家であり、皇帝の徳が及ぶ範囲が領域として観念される。皇帝の徳は全世界を覆い尽くすほど巨大であるが、特にその濃度が高い地域が皇帝に従う民、赤子が住む地域であった。この理念的図式においては民族・宗教は皇帝の民となる要件とはされず、ただ皇帝の徳に従うかどうかだけが、問題とされる。その意味ではキリスト教民の増加が問題にされることは従来にはない発想である。茂木敏夫の研究によれば、台湾には生蕃・熟蕃が存在し皇帝の徳に従わない生蕃がいたとされたが、そのこと自体が統治の問題にはされることはなかった²⁰⁾。しかし山東における教民の増加は、それは最終的には全ての民が教民になりかねないものであったが、全く異質の危機として捉えられ、改めて清朝の民とは何かが問われたのである。一九世紀末の教民の増加は外国の武力侵略の恐怖という前提下において、従来意識されなかった我が民とは何か、という問題を清朝に突きつけたのである。

一方、批判された袁世凱はどのような論理で反論したのか。批判とは異なり袁世凱自身

の上奏からはむしろ毓賢の論理に近い内容が書かれている。「軽々しく武力は使うな」「中立公正な紳士に拳会が解散するよう説諭させよ」「官僚が「持平」できず、教民を優遇したことが問題である」などの言葉が並ぶ²¹⁾。

ここで興味深いのは地方官が正しい対応が出来ないのは毓賢が説いたように外国を恐れてのことではなく、条約を知らないというテクニカルな問題に由来すると指摘していることにある。そこで教民・宣教師関係の条約についての参考書を作り計画を明らかにしている。李鴻章の下で長年洋務に携わってきた袁世凱だけに、外国との交渉の難しさと問題をよく理解していた。実務的な配慮は袁世凱はその経歴を見事に示すものでもあった。

毓賢や袁世凱批判の論理と袁世凱の論理は共通点を持っていた一方で、しかしその想定する最大のリスクが異なるという点が最大の差異となる。つまり前者が教民の増加による山東の喪失を最大の脅威と見なしていたのに対し、袁世凱は外国との衝突をもっとも恐るべき事態であると主張した²²⁾。

地方官が宣教師に脅され、条約をもとにした「持平」をできず教民ばかりを優遇している。そのため良民の怒り・怨みが積み重なり事件を招いた。さらに官のなかでも教を憎む者は民を使って報復しようと考え、拳会が事件を起こすことを禁止しようとしなければいかかえってそれを扇動している。ところが、教案が起き、外国に迫られるとあわてふためいて外国の要求を聞き入れる。そのため教案が起きるたびに、ますます国も民も苦しむのである。この結果が繰り返される教案事件と巨額の賠償、さらには杭州湾の租借といった問題へとつながっているのだ、と。

最大の脅威である外国との衝突。それを防ぐために「治本」と「治標」、二つの対策を提言している。

まず「治本」だが民教を調和させることを意味する。民・教を分け隔てなく扱い、宣教師の関与を許さない。そのためには地方官は条約を熟知し外国につけいる隙を与えないようにする。

そして「治標」である。「治本」が本源を治めることを意味するのに対し、「治標」は末端を対処することを指す。これは地方を安らかにすることであり具体的には「匪」を討伐し、愚民を導くものであるとする。袁世凱のいう「匪」とは何を指すのか。

それは「愚民をたぶらかして騒ぎ立てる不逞の徒」であり、それら「匪」は数百人がかりでも一つの教会を攻め落とせないほどの頼りない存在で、「洋人を滅ぼすべし」などのスローガンはたんなる出任せに過ぎないと切って捨てている。そしてもし「百十万人の衆を糾合し、外国人を駆逐したとしても、その時は匪の勢力は燎原となっており、手をつけられない。国家はその後、どうやってその匪を制するのでしょうか」と、むしろその力が発揮されるようなことがあれば、それは清朝自体を揺るがす危機になるであろうことを危ぶんでいる。

袁世凱とその批判者、2つの論理を本章では取り上げた。一件対立するように見える両者の論理はしかし主張するところに大きな差異はない。それは意識された危機が異なることから生じる。袁世凱批判では教民の増加、そしてそこから導き出される山東喪失の可能性が危機として表明されているのに対し、袁世凱は外国との衝突による領土の割譲・賠償などがより深刻な脅威であると主張した。

懐柔と鎮圧。この真っ向から対立する二つの論理がなぜ相似形を描いたのか、そのこと

も考慮する必要がある。その背景には清朝の正統規範にそって書かれるような叙法の存在を指摘できる²³⁾。規範に沿う形での語りの型はある程度限定されたものしか存在しない。すなわち皇帝は地方官の失態に気づかない、もしくは暗愚な地方官を送り込んでしまったという失敗は犯したとしても、根本的には失敗を犯さない存在である。後世から暗君と批判されるのとは異なり、その時点で帝位にあるものが君主としての徳を疑われるような失敗を犯すことは、徳の大なるをもって証とする中華皇帝の論理に反している。また、民が根本的に反乱することもありえない。民は基本的に良民として、皇帝の徳に属する存在であって、もし彼らが反旗を翻すことがあれば、それはまた皇帝の徳を否定することになるからだ。つまりこの場合の叙法としては論理的にその中間に位置する存在の地方官が失敗しているがゆえに民が不満をもち、匪の煽動により暴力事件を起こすという語りのありかたしかありえないのだ、とも言える。しかしこうした正統的な規範に沿って描かれた物語はその後大きな変化を見せることになる。

第三章 「義兵」と「土匪」

本章では1899年から1900年にかけて、清朝官僚による義和団の規定が、「民」と「匪」の混交から、忠義の「民」、すなわち「義兵」に転換し、その後は真反対の「匪」として変化していく様相を確認する。

前章までで取り上げた光緒二十五年年末以降の事態を見ていこう。袁世凱は代理山東巡撫に着任以降、教案事件に対し積極的に軍事力を動員した。『籌筆偶存』には各地方官・部隊との連絡記録が残されている。この記録は着任から光緒二十五年末にかけては多く残されているが、光緒二十六年に入ってからほぼなくなる²⁴⁾。山東における教案の発生は、年末に一旦沈静化した。光緒二十六年以降は教案事件の頻発する地域は山東から直隸に移っていく。直隸では光緒二十五年末には拳民の活動が確認されているが、大規模化するのには光緒二十六年の三月以降と言ってもいいだろう²⁵⁾。『天津拳匪変乱紀事』でも光緒二十六年正月に天津で拳会が活動していたことを述べるが、拳壇が立ち、活動が活発化したのは四月以降だとする²⁶⁾。総じて直隸では、光緒二十六年の春ごろに拳会の活動が活発化する。

山東から直隸へと事件の中心地が移るなか、拳会・義和団への清朝の対応は山東でのそれと同様であった。すなわち、懐柔を基軸として事態の沈静化を図ることが表明されるが、実際に事件が起きた場合は武力によって「匪」は鎮圧される。それを端的にあらわしたのが3月18日の上諭である。「各省の郷民は団を作って自衛している。身家を守ることは、昔から守望相助（助け合って互いを守る）と見なされており、分に安じ法を守る限りにおいて許すべきである。ただし団は良・莠が入り乱れた状態であり、或いは口実を借りて教民と事件を起こすかもしれない。朝廷は民・教を一視同仁に見なしており、もともと区別はない。民はこの朝廷の意をよく理解して、教民を怨んではならない。事件を起こせば、罪を犯すことになる。各提督・巡撫は地方官に命令し、随時、適切に曉諭させよ。それにより、民を本業につかせ永久に相安させよ」と述べている²⁷⁾。

こうした対応は結局功を奏することなく、義和団の勢力はますます拡大していった。4月以降は教会の焼き討ち・官軍との衝突・鉄道と電信の破壊などの活動が報告されている。

鉄道・電信は清朝の国有財産であり、外国の財産ではない。しかし、義和団は洋の象徴として、それらを破壊した²⁸⁾。4月24日には、清軍将校・楊福同が義和団に殺される事件も起きている。

事態を憂慮した諸外国は5月初頭、北京に兵を呼び寄せた。この行為は清朝に大きな衝撃を与えるもので緊張が高まった。強硬論が浮上する一方で、あくまで開戦を避けるべきとの意見も上奏されている。

代表的なものとして五月十日の上諭を引用しよう。「奸民・会匪は（団会に）入会し、口実をかこつけて事件を起こし鉄路を壊し教会を燃やす。鉄路は国家が作ったものであり、教会もまた宣教師・教民の住むところであって、どうして勝手に燃やすことが許されようか。これは団が国家に被害を与えているのであり、情・理の問題ではない」と述べ、武力による鎮圧を呼びかけている²⁹⁾。

果たして義和団は頼むべき「民」か、それとも鎮圧すべき「匪」か。ことここにいたっても義和団はそのグレーゾーンに位置する存在であり、論は固まっていなかった。この構図は光緒二十六年5月25日の開戦の上諭で大きく転換することになる。

開戦の緊張が高まる中、天津で義和団と諸外国の戦端が開かれた。天津には多くの義和団が集結していた。5月18日に教会を焼き討ち。翌日には電報局を襲い、電柱を切り倒した。同時に、租界への攻撃を開始した³⁰⁾。

対抗策として、諸外国は5月20日に大沽砲台を明け渡すよう清朝に要求した³¹⁾。しかも24時間以内に回答がない場合は攻撃するとの強硬な姿勢であった。清朝は応ぜず、諸外国の艦隊は大沽砲台を攻撃・占領した。

5月19日には義和団による租界攻撃が始まり、20日には大沽において清朝と諸外国との戦闘が発生したが、この時点では清朝はまだ開戦を決定する上諭を出してはいない。列臣を集めた会議が行われた後、5月25日に開戦が布告する上諭が出される。この上諭において、義和団を招撫することが宣言された³²⁾。

開戦の上諭はまず「外国は小は民衆を虐げること始まり、大は神聖（皇帝）を侮るにまで到る。ゆえに我が国の赤子は外国を恨み、人々は報復を願う。これが義勇が教会を燃やし、教民を殺す理由である」と諸外国の横暴が原因であると指弾、これまで戦端を開かなかったのは「吾が人民が傷つくことを恐れたからにすぎない。」と述べる。

そして「外国は教化の国を自称しながらも無礼を押し通す。兵の強き、武器の優位を頼みに、戦端を開こうとしている。朕は在位すること三十年、百姓（民衆）を（自らの）子・孫の如くに待し、百姓（民衆）もまた天帝であるかのように朕を敬っている。言うまでもなく、西太后は世界を中興し、その恩徳が及ばない所はない」と清朝の徳が天下にあまなく及んでいることを強調し、「期せずしてこの日に、近畿及び山東省などから集まった義兵は数十万人を下らない。若きは五尺の童子に至るまで、社稷を守るために武器を取った」として、義和団を清朝の徳に感化され義憤に燃えた「民」、「義兵」とであると宣言している。開戦の上諭において、義和団は忠義の「義兵」とされ、「匪」と混交することのない、純粹な「民」として描かれた。同時に、開戦の局面に到っても、教民は「勦」の対象とされることなく、拳民同様に「民」とであると表明された。清朝と民が強固に結びついた国家像が描かれたのであった。

宣戦の上諭において、「民」と「匪」の関係が劇的に変化したことを取り上げた。すな

わち、拳会・義和団は「匪」を排除した純粋な「民」の集団であり、清朝への忠義を誓う「義兵」であると見なされた。

では「匪」はどこに消えたのだろうか？開戦の上諭以前の論理では、「匪」は拳会・義和団に混在するものとして描かれていた。開戦の上諭では拳会・義和団内部に、「匪」は存在していない。「匪」は義和団とは無関係の存在、純粋な「匪」として分離されたのである。例えば、巡視中城御史・文璽は六月一日の上奏で、北京城内において略奪事件が頻発していることを報告している。「義和団王大臣に命じて、もし土匪の略奪を義勇が目撃するようなことがあれば必ず逮捕させてください。また統兵王大臣に命じ、土匪・冒勇、略奪者を配下の将軍に取り調べさせ、随時捕らえ処刑してください」と述べている³³⁾。また、同日付の上諭でも、文璽の上奏を受けて「土匪」を捕らえるよう命令している³⁴⁾。従来、義和団の中の莠とされていた者たちが、「土匪」とされているのである。しかし、元々それらの「匪」は義和団と一体であり、分かちがたいものであった。義和団を自称していた可能性も高い。では義和団を自称するにもかかわらず、「匪」としての振る舞いを取るものをどう見なすか。6月4日の上諭では義和団を詐称する存在が取り上げられ、それは偽りの仮面をかぶった「匪」であることが宣告される³⁵⁾。

また官の統制の下、「匪」としての振る舞いを行わせない試みもあった。載勛と剛毅が義和団を統率するよう任命されたが、彼らの名で発給された『義和団団規』には九つの条項がある³⁶⁾。条項には、規律を守ること、略奪しないこと、教民をみだりに殺さないことなどがあり、それを破れば厳しく処罰すると明記されている。理念的に「民」「義兵」として位置づけた義和団であったが、現実には異なることが理解されていたとともに、官の統制下におくことによって規律を正そうと試みたのであった。

しかし7月11日の北京落城、すなわち清朝の敗北を期に義和団は「義兵」の立場を負われることになる。この時発表された上諭は「今回の戦いは拳民がはじめたものである。」として義和団に解散を命じている³⁷⁾。ここに義和団は「義兵」から「拳匪」へと変えられたのであった。

敗戦を契機に清朝による義和団の語りは再び変化し、「匪」である義和団が戦端を開いたものとされた。千葉正史は、開戦の上諭をはじめとしていくつかの上諭は実録に記載されなかったことを指摘している³⁸⁾。それは、拳民が戦端を開いたという、戦後の清朝の公的な語りを補強するものであった。戦後に出版された『平原拳匪紀事』や『天津拳匪変乱紀事』などが一様に、愚昧な地方官が邪教に騙されたという語りを有するものであったことは、これらの史料もまた清朝の戦後の語りに沿うものであったことを表している。戦前においては、「民」と「匪」の混交、開戦の上諭において「民」と見なされた拳会・義和団が、戦後の語りの中で戦端を開いた「匪」と見なされていく。その語りに沿って、邪教説は主流となっていった。

おわりに

本論は拳会・義和団についての清朝官僚の論争を対象とした。清朝官僚が義和団について言及する行為こそが、いわば他称としての義和団という像が結ばれる現場であったからである。拳会・義和団への対応は、光緒二十五年の毓賢の山東巡撫在任中に重要な政治課

題として浮上する。平原事件をはじめ、多くの教案が発生し、外国との軋轢を引き起こしたことによる。対応策は拳会・義和団を懐柔するべきか、鎮圧するべきかをめぐって行われた。第一章の毓賢とその批判、第二章の袁世凱とその批判をテーマに本稿は検討している。これらの議論は主に拳会・義和団の性格をめぐる形で行われた。拳会・義和団は「民」なのか、「匪」なのか議論されたのである。

第一章・第二章でとりあげた論を簡単にまとめると、毓賢は、官が教民に「偏袒」し、教民の横暴を許したため、「民」が怒り、事件を起こしたと見なす。つまり拳会は基本的に教民に不満を募らせた「民」であることを主張した。しかし、拳会が事件を起こした場合は「匪」と見なし、処罰することも言明していた。つまり、毓賢の論理は事件を起こさない限り、拳会を「民」と見なし、起こせば「匪」と見なすものであった。拳会の性格ではなく行為によって、「民」か「匪」かを判断しようとするものであった。

毓賢への批判者は、毓賢が拳会を「偏袒」しているとして、非難した。しかもその拳会は禁止されている邪教である「白蓮教」であることをと主張した。「白蓮教」は「仇教」を建前にし、官の処罰を逃れようとしており、その建前を見抜けない官を批判している。毓賢の批判者は、拳会・義和団は「匪」であり、無知な「民」が建前に見抜けずに付き従っていると見なした。

袁世凱への批判者は、袁世凱が拳会を鎮圧することを企図・広言していることを問題視した。毓賢同様、彼らは拳会を教民に不満を持つ「民」と見なしていた。事件の発生は「匪」による扇動によるものであり、その「匪」を捕まえれば事足りるのであり、袁世凱の鎮圧は「民」を動揺させ傷つけるもだ、と批判した。またこれらの批判は拳会への鎮圧が教民の数・勢力を増やす結果になることへの危惧を表明し、教民は清朝の民であるかとの疑念を呈していた。他民族・多宗教を包摂する帝国としての清朝に、従来考えられなかった宗教への帰属によって民が清朝から離反する危機が語られたのである。

袁世凱の論理は「治本」と「治標」の二種の対策を取るべきだというものである。前者は教民の横暴と民の不満という毓賢の描いた構図と同様であり、事件の発生する構造自体の対処を提言する。後者は民の不満に乗じて「匪」が暴れており、それを取り除くことによって地方を平穏にするとのものだった。批判者によって「剿」の立場をとっていると指弾された袁世凱だが、「匪」を「剿」する必要を説きつつも、山東の教案の発生は教民の横暴による民の不満が原因であると見なし、教案を起こす拳会・義和団を基本的に「民」と見なしている。

第一章・第二章で取り上げた拳会・義和団の対処をめぐる議論において、対立する立場の論理が奇妙にも共通していた。これは清朝の政治的な叙法に由来する。その叙法とは、自らの主張が「伝統」的な正統性に沿うものであることを述べることにより、その主張の正しさを担保しようとするものであった。具体的には「民」「匪」「持平」「安」などのあらかじめ正負の価値を定められた「伝統」的な言辭を文章に散りばめることによって成り立っていた。そのため、議論は、自らこそが「伝統」的な正統性に乗っ取っており、批判の対象が正統性から外れていることを主張するものとなった。言い換えれば、何が正の価値を有するかはすでに決定されており、議論とはその正統性の資源を奪い合うものであったが為、対立する主張も同じ正の価値に自らをなぞらえたのであった。つまり、自らを「伝統」的な正しさに沿う存在と主張することによって、正統性を確保するという叙法は、

対立する二つの議論が同じ叙法によって自らを正統化する事態を招き、結果として二つの議論の論理が同様の構図を取ったのであった。

また、拳会・義和団を懐柔と鎮圧のいずれの手段で対処すべきか、との問題が、具体的には拳会・義和団は「匪」なのか、「民」なのかを問う議論となったのもそのためである。「民」は善であり、「剿」してはならないものとして観念されており、逆に「匪」は悪であり、「撫」の対象とはならないと観念された。そのため、「匪」か「民」かという性格を問う議論が、「剿」か「撫」かとの対処の決定に直結するのである。

一つ、正統性を確保する叙法の在り方は決して静態的なものではなかったという点は注意すべきであろう。例えば「持平」とは公平を保つという意味だが、毓賢においては「持平」とは優勢な教民を抑えて良民を助けることを意味したが、その批判者は民を助けようとするあまり、教民を保護しない毓賢を「持平」を欠いていると批判した。両者は共に「持平」の価値を正に置き、その内容を己の主張に沿う形で規定していた。その意味において「伝統」的な言辞は、用いられる言辞は不変であったとしても、その内実は動的なものであった。

第一章・第二章で扱った論理は清朝の叙法の在り方ゆえに、共通の構図を有した。しかし、清朝の開戦にあたり、その図式は大きく変化する。義和団の活動の活発化に伴い、清朝と諸外国の緊張は高まっていた。ついに清朝は開戦を告げる上諭を出す。そこにおいて義和団は招撫された。さきに述べたように、「匪」は悪なる存在であり、懐柔の対象とはならない。当時、義和団は官軍と戦い、国家財産である鉄道・電信を破壊していた。つまり「匪」としての形跡は明らかと言えよう。その義和団をどのような論理で招撫したのか。開戦の上諭では義和団を忠義に燃える「義兵」として扱った。一方、「匪」は義和団とは別な存在とされ、単に鎮圧の対象たる「土匪」として描かれた。「匪」という悪を義和団から切り離すことによってはじめて義和団は「義兵」となり招撫されえたのである。

この開戦の上諭では義和団も教民も皇帝の赤子であり、皇帝の徳に感じ入った存在として描かれる。外国に浸食される恐怖の中、皇帝の徳とそれに反応する民という「伝統」的な図式を用いることで、清朝の一体性を示そうとしたと言える。

しかし程なくして清朝は敗戦し、義和団の新たな語りが表れる。それは邪教である義和団が戦端を開いたとするものであった。清朝の開戦の責任を回避する邪教説は戦後に有力となる語りであったと考えられる。開戦の上諭では「義兵」とされた義和団は、戦後は「匪」と見なされ断罪されたのである。

本稿は清朝官僚たちの儒教的論理に基づいた修辞に寄り添うことによって当時の政治文化の理解を目指したものであった。義和団運動、そしてそれに伴う諸外国の圧迫によって引き起こされた議論はこうした修辞、清朝の叙法が駆使される議論の場を呼び起こした。こうした議論はわたしたちに当時の政治文化を伝える史料になったのと同時に、当時の清朝官僚たちにもあらためてその叙法を強烈に意識させる機会となったのではないかと。徳に感化された民、民に敬愛を受ける清朝、このあらためて認識された図式はしかし敗戦とともにその限界性をも示すものとなり、20世紀の政治的な（そして政治文化の）変動へとつながっていく。

- 1) 丁名楠「義和団運動評価中幾個問題」『義和団運動史討論文集』齊魯書社、1982年、6～19頁。「義和団研究の中で1960年の国際学術討論会以降、起源問題はもっとも大きな問題点となった。」
- 2) 起源論をめぐる研究史は、佐藤公彦『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生—』研文出版、1999年に詳しい。
- 3) 教案とは中国人キリスト教徒の関連する事件を指す。
- 4) 蔣楷「平原拳匪紀事」中国近代史資料叢刊『義和団』第一冊、上海人民出版社、1960年、353頁。
- 5) 国家檔案局明清檔案館編『義和団檔案史料』中華書局、1959年、35頁。以下、『檔案』と略記。
- 6) 『檔案』、36頁。
- 7) 『檔案』、36頁。
- 8) 李若文「教案に見る清末司法改革の社会的背景——西洋宣教師の訴訟介入により引き起こされた事象を中心に——」『東洋学報』74巻3・4号、1993年、125～155頁。
- 9) 『檔案』、39頁。
- 10) 金梁『四朝佚聞』復東印刷局、民国二十五年排印本、23頁。
- 11) 『檔案』、45頁。
- 12) 蔣楷、前掲書、351～362頁。
- 13) 『檔案』、36頁。
- 14) 蔣楷、前掲書、360頁。
- 15) 蔣楷、前掲書、354頁。
- 16) 勞乃宣「義和拳教門源流考」中国近代史資料叢刊『義和団』第四冊、上海人民出版社、1960年、431～439頁。
- 17) 吉澤誠一郎、前掲論文、3～9頁。
- 18) 『檔案』、42～56頁。
- 19) 『檔案』44～45頁。
- 20) 茂木敏夫「中華帝国の解体と近代的再編成への道」『講座 東アジア近現代史4 東アジア史像の新構築』青木書店、2002年、18～25頁。茂木敏夫「中華世界の「近代」変容——清末の辺境支配」『アジアから考える2 地域システム』東京大学出版会、1993年、272～273頁。
- 21) 『檔案』、48頁。
- 22) 『檔案』、56～60頁。
- 23) 唐沢靖彦「話すことと書くことのはざままで—清代裁判文書における供述書のテキスト性—」『中国——社会と文化』10号、1995年、212～250頁。山田賢「「官逼民反」考——嘉慶白蓮教反乱の「叙法」をめぐる試論」『名古屋大学東洋史研究報告』二五号、2000年、265～280頁。
- 24) 『籌筆偶存』中国社会科学出版社、1983年、63～125頁。
- 25) 佐藤、前掲書、561～654頁。
- 26) 劉孟揚「天津拳匪變亂紀事」中国近代史資料叢刊『義和団』第2冊、上海人民出版社、1960年、8頁。
- 27) 『檔案』、80頁。
- 28) 千葉正史「情報革命と義和団事件—電気通信の出現と清末中国政治の変容—」『史学雑誌』108編1号、1999年、72頁。
- 29) 『檔案』、118～119頁。
- 30) 佐藤、前掲書、702頁～707頁。
- 31) 『檔案』147～148頁。
- 32) 『檔案』、162頁～163頁。
- 33) 『檔案』、196～197頁。
- 34) 『檔案』、197頁。
- 35) 『檔案』、206～207頁。
- 36) 『義和団史料』中国社会科学出版社、1980年、2～4頁。
- 37) 『檔案』、598頁。
- 38) 千葉、前掲論文、77頁。